

令和3年第4回定例会提出議案

■ 11月30日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果												
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,886,779千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国庫支出金・国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">121,217千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">360,682千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>総務費・徴税費</td> <td style="text-align: right;">70,000千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費・保健衛生費</td> <td style="text-align: right;">427,072千円</td> </tr> <tr> <td>予備費・予備費</td> <td style="text-align: right;">4,827千円</td> </tr> </table> <p>2 専決日 令和3年11月8日</p>	国庫支出金・国庫負担金	121,217千円	国庫支出金・国庫補助金	360,682千円	繰入金・基金繰入金	20,000千円	総務費・徴税費	70,000千円	衛生費・保健衛生費	427,072千円	予備費・予備費	4,827千円	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生水道常任委員会</p>	承認
国庫支出金・国庫負担金	121,217千円															
国庫支出金・国庫補助金	360,682千円															
繰入金・基金繰入金	20,000千円															
総務費・徴税費	70,000千円															
衛生費・保健衛生費	427,072千円															
予備費・予備費	4,827千円															
議案第55号	市道路線の認定について	<p>1 開発行為による道路の帰属に伴う路線の認定</p> <p>2 認定路線 9路線</p>	総務建設常任委員会	可決												
議案第56号	市道路線の変更について	<p>1 開発行為による道路の帰属に伴う認定路線の変更</p> <p>2 変更路線 1路線</p>	総務建設常任委員会	可決												
議案第57号	門真住宅17棟他撤去工事請負契約の締結について	<p>1 契約金額 524,448,100円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 契約の相手方 大阪市港区田中二丁目1番1号 株式会社昇和 代表取締役 佐藤 昇</p> <p>4 工期 議会の議決のあった日から令和4年9月30日まで</p>	総務建設常任委員会	可決												
議案第58号	門真住宅5棟他撤去工事請負契約の締結について	<p>1 契約金額 515,198,200円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目1番45号 新大阪八千代ビル5階J号室 株式会社前田産業大阪支店 大阪支店長 川畑 一彦</p> <p>4 工期 議会の議決のあった日から令和4年9月30日まで</p>	総務建設常任委員会	可決												
議案第59号	門真市立総合体育館の指定管理者の指定について	<p>1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立総合体育館</p> <p>2 指定管理者に指定する団体 門真市健幸づくりパートナーズ</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p>	民生水道常任委員会	可決												

議案第60号	門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について	<p>1 指定管理者に管理を行わせる施設</p> <p>(1) 門真市立老人福祉センター</p> <p>(2) 門真市高齢者ふれあいセンター</p> <p>(3) 門真市地域高齢者交流サロン</p> <p>2 指定管理者に指定する団体 株式会社ビケンテクノ</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p>	民生水道常任委員会	可決
議案第61号	くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について	<p>1 要旨 くすのき広域連合の解散に伴う事務の承継に係る規定を定めることについて、関係市と協議を行うもの</p> <p>2 施行日 大阪府知事の許可のあった日</p>	民生水道常任委員会	可決
議案第62号	門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	<p>1 要旨 情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により市の機関等に係る手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するもの</p> <p>2 施行日 令和4年4月1日</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第63号	門真市立子ども発達支援センター条例の全部改正について	<p>1 要旨 門真市立子ども発達支援センターに指定管理者制度を導入するもの</p> <p>2 施行日 公布の日、令和6年4月1日</p>	文教子ども常任委員会	可決
議案第64号	門真市手数料条例の一部改正について	<p>1 要旨 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、長期優良住宅建築計画の認定及び変更に係る手数料を改正し、並びに容積率の特例許可に係る手数料を定めるため所要の改正を行うもの</p> <p>2 施行日 令和4年2月20日</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第65号	門真市国民健康保険条例の一部改正について	<p>1 要旨 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）による健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について規定するほか、所要の字句整備を行うもの</p> <p>2 施行日 公布の日、令和4年1月1日、令和4年4月1日</p>	民生水道常任委員会	可決
議案第66号	住居表示に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨 住居表示台帳等の写しの閲覧及び交付に係る手続並びにその手数料について定めるため所要の改正を行うもの</p> <p>2 施行日 令和4年4月1日</p>	民生水道常任委員会	可決

議案第67号	門真市営住宅条例の一部改正について	1 要旨 門真住宅のうち千石東町に位置するものについて、用途を廃止するため所要の改正を行うもの 2 施行日 令和4年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第68号	門真市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	1 要旨 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）による道路構造令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を追加し、歩行者利便増進道路の構造に関する技術的基準を定める等、所要の改正を行うもの 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第69号	門真市都市公園条例等の一部改正について	1 要旨 都市公園、道路及び法定外公共物に係る占用料について見直しを行うため所要の改正を行うもの 2 施行日 令和4年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第70号	門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正について	1 要旨 門真市立小・中学校の附属設備について、新たに使用料を定めるため所要の改正を行うもの 2 施行日 公布の日、令和4年4月1日	民生水道常任委員会	可決
議案第71号	門真市立公民館条例等の一部改正について	1 要旨 門真市立公民館等に附属設備を設置し、及びその利用料金について定めるため所要の改正を行うもの 2 施行日 公布の日、令和4年4月1日	民生水道常任委員会	可決
議案第72号	令和3年度門真市一般会計補正予算（第10号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,088,977千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 使用料及び手数料・手数料 722千円 国庫支出金・国庫負担金 16,239千円 国庫支出金・国庫補助金 4,739千円 府支出金・府負担金 24,787千円 繰入金・基金繰入金 127,408千円 諸収入・雑入 41,803千円 市債・市債 △13,500千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 議会費・議会費 △247千円 総務費・総務管理費 181,140千円 総務費・徴税費 △9,274千円 総務費・戸籍住民基本台帳費 △1,000千円 総務費・選挙費 500千円 総務費・統計調査費 △2,141千円 民生費・社会福祉費 5,928千円 民生費・児童福祉費 △15,433千円 民生費・生活保護費 △1,140千円 民生費・国民健康保険費 51,813千円 衛生費・保健衛生費 13,079千円 衛生費・清掃費 △4,135千円	総務建設常任委員会 民生水道常任委員会 文教子ども常任委員会	可決

		<p>農林水産業費・農業費 58千円</p> <p>商工費・商工費 △6,653千円</p> <p>土木費・土木管理費 △7,649千円</p> <p>土木費・道路橋りょう費 △2,874千円</p> <p>土木費・河川費 △2,619千円</p> <p>土木費・都市計画費 2,298千円</p> <p>教育費・教育総務費 5,215千円</p> <p>教育費・小学校費 △3,111千円</p> <p>教育費・中学校費 △4,343千円</p> <p>教育費・幼稚園費 △1,086千円</p> <p>教育費・社会教育費 577千円</p> <p>教育費・保健体育費 4,253千円</p> <p>予備費・予備費 △958千円</p>		
		<p>2 債務負担行為の補正</p> <p>追加分</p> <p>目的 総合行政情報システム機器等更新 業務委託</p> <p>期間 令和4年度</p> <p>限度額 101,805千円</p> <p>目的 老人福祉センター等指定管理委託 (4)</p> <p>期間 令和3年度～令和8年度</p> <p>限度額 151,276千円</p> <p>目的 健康管理システム機器更新業務委託</p> <p>期間 令和3年度～令和4年度</p> <p>限度額 12,594千円</p> <p>目的 ごみ焼却施設運転管理派遣業務委託</p> <p>期間 令和3年度～令和4年度</p> <p>限度額 15,195千円</p> <p>目的 4号炉ダスト搬送コンベヤ補修工事</p> <p>期間 令和3年度～令和4年度</p> <p>限度額 5,588千円</p> <p>目的 粗大ごみ処理施設破碎機軸受更新工事</p> <p>期間 令和3年度～令和4年度</p> <p>限度額 5,478千円</p> <p>目的 総合体育館指定管理委託(2)</p> <p>期間 令和3年度～令和8年度</p> <p>限度額 314,950千円</p>		

		<p>変更分</p> <p>目的 大阪モノレール門真市駅・(仮称)門真南駅間新駅設置事業</p> <p>期間 令和4年度～令和5年度</p> <p>限度額 40,070千円 → 65,661千円</p> <p>3 地方債の補正</p> <p>変更分</p> <p>目的 道路等整備</p> <p>限度額 125,100千円 → 111,600千円</p>		
議案第73号	令和3年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293,384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,277,762千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容)</p> <p>国民健康保険料・国民健康保険料</p> <p style="text-align: right;">△54,705千円</p> <p>府支出金・府補助金 296,276千円</p> <p>繰入金・一般会計繰入金 51,813千円</p> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容)</p> <p>総務費・総務管理費 △2,892千円</p> <p>保険給付費・療養諸費 296,276千円</p>	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生水道常任委員会</p>	可決
議案第74号	令和3年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,920,350千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容)</p> <p>繰入金・一般会計繰入金 418千円</p> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容)</p> <p>総務費・総務管理費 418千円</p>	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生水道常任委員会</p>	可決
議案第75号	令和3年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	<p>既定の収益的収入の総額から1,901千円を追加し、収益的収入の総額を4,377,072千円とし、既定の収益的支出の総額から345千円を追加し、収益的支出の総額を3,752,004千円とする。</p> <p>既定の資本的収入の総額に2,700千円を追加し、資本的収入の総額を3,690,233千円とする。</p> <p>1 収益的収入及び支出の補正</p> <p>(1) 収益的収入(収入補正の内容)</p> <p>下水道事業収益・営業収益 △3,631千円</p> <p>下水道事業収益・営業外収益 5,532千円</p> <p>(2) 収益的支出(支出補正の内容)</p> <p>下水道事業費用・営業費用 345千円</p> <p>2 資本的収入及び支出の補正</p> <p>(1) 資本的収入(収入補正の内容)</p> <p>資本的収入・企業債 2,700千円</p> <p>3 企業債の補正</p> <p>変更分</p> <p>目的 資本費平準化</p> <p>限度額 933,600千円 → 936,300千円</p> <p>4 他会計からの補助金の補正</p>	<p>民生水道常任委員会</p>	可決

		一般会計から補助を受ける金額を1,759,601千円に改める。 5 利益剰余金の処分の補正 繰越利益剰余金額を削り、減債積立金に処分する金額を352,601千円に改める。		
議案第76号	公平委員会委員の選任について	小西 ふみ子委員の任期満了（令和4年3月6日）に伴うもの	—	同意
議案第77号	公平委員会委員の選任について	岩本 安昭委員の任期満了（令和4年3月6日）に伴うもの	—	同意
議案第41号	令和2年度門真市水道事業剰余金の処分について	令和2年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に440,000千円をそれぞれ積み立て、自己資本金への組入として393,000千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決
議案第42号	令和2年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	令和2年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に368,967,705円を積み立て、自己資本金への組入として86,000千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決
認定第1号	令和2年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外4会計	決算特別委員会	認定
認定第2号	令和2年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
認定第3号	令和2年度門真市公共下水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
議案第78号	令和3年度門真市一般会計補正予算（第11号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,288,977千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・基金繰入金 200,000千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 民生費・社会福祉費 205,374千円 予備費・予備費 △5,374千円	総務建設常任委員会 民生水道常任委員会	可決

■ 12月15日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議案第79号	令和3年度門真市一般会計補正予算（第12号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ830,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,119,737千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 国庫支出金・国庫補助金 830,760千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 民生費・児童福祉費 830,760千円	—	可決

■ 12月16日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
議員提出 議案第7号	女性差別撤廃条約選 択議定書の速やかな 批准を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 松本 京子 後藤 太平 大倉 基文 内海 武寿 今田 哲哉 池田 治子 福田 英彦	<p>1979年の国連において、女性差別撤廃条約（以下「条約」）が採択されてから41年が経過し、日本が1985年に批准してから今年で36年になる。しかし、セクシュアルハラスメントやDVなどの性暴力、男女間賃金格差や非正規雇用など雇用上の問題など日本社会の男女間の不平等な扱いは改善されたとはいえない状況にある。</p> <p>条約は2021年現在、日本を含め189か国が批准しているが、条約の実効性を高めるため、1999年に女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」）が採択され、114か国が批准している。そして、この選択議定書に日本はまだ批准していない。</p> <p>選択議定書には、個人通報制度と調査制度が盛り込まれており、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本でも選択議定書に批准し個人通報制度を導入することで、個人または集団が「女性差別撤廃委員会」に直接通報することができ、同委員会はその内容が条約という国際基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行う。同委員会の意見や勧告には法的拘束力はないが、性別による不平等をなくするための効力が強まることが期待される。</p> <p>現在、批准されていない理由として個人通報制度は、個人情報を受理した同委員会の見解と我が国の裁判所の確定判決の内容が異なる場合など、我が国の司法制度との関連で問題が生ずるおそれがあり、慎重に検討すべきことであるとされている。</p> <p>よって政府においては、日本が男女平等社会を実現するために、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、日本における司法制度や立法政策などとの関連や個人通報制度を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、環境整備を進めるとともに、選択議定書に速やかに批准するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和3年 月 日 <div style="text-align: right;">門真市議会</div></p> <p style="text-align: center;">各宛て</p> <p>内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）</p>	—	可決
議員提出 議案第8号	選別的夫婦別姓制度 の法制化に関する意 見書 【提出者】 門真市議会議員 松本 京子	<p>日本の平均初婚年齢が30歳前後となり、令和元年7月に総務省が発表した労働力調査によると、女性の就業者が初の3000万人を超え、結婚前の個人名で信用・実績・財産を築く人が増えている。このような時代の変化の中で、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓使用で不利益・混乱を生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人</p>	—	可決

	後藤 太平 大倉 基文 内海 武寿 今田 哲哉 池田 治子 福田 英彦	<p>が一定数存在している。しかし、事実婚の夫婦には、相続権や共同親権がなく、緊急時に家族として対応できる保証がないのが現状である。さらに、現法下での改姓手続、旧姓の通称の使用には煩雑かつ膨大な事務手続や費用が必要となっており、本人だけでなく行政側にも多くの時間と費用負担が生じている。また少子化が進む現在において、一人息子と一人娘の結婚等、伝統ある家名を存続させるために別姓での結婚を可能にする法改正を求める声も日増しに増えている。</p> <p>平成8年2月の法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申してから、いまだに選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正の見通しは立っていないのが現状だが、平成30年2月に内閣府が公表した家族の法制に関する世論調査では、婚姻に際し夫婦同姓も夫婦別姓も選ぶことができる選択的夫婦別姓制度の導入に対して、42.5%が賛成し、条件付賛成を含めると66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回る。特に、多くの人が初婚を迎える30代の賛成や条件付賛成の人の割合は84.4%であった。この数字を見ても、世論が選択的夫婦別姓制度を必要としていることが明らかであると言える。選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が高まる」と考えるカップルは引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。</p> <p>最高裁判所においても、平成27年12月16日に民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことの不合理については、裁判の枠内で見いだすことは困難とし、国民的議論、すなわち民主主義的なプロセスにより検討されるべきとの判断が示されている。また、平成30年3月20日の衆議院法務委員会答弁において明らかになったように、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけである。</p> <p>よって政府においては、家族の在り方が多様化し、女性活躍を推進する時代において、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて早急に議論を始めることを要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）</p> <p style="text-align: right;">各宛て</p>		
議員提出 議案第9号	北朝鮮による日本人 拉致問題に対する理 解を深めるための取 組を推進する決議 【提出者】 門真市議会議員 松本 京子 後藤 太平 大倉 基文	<p>1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。</p> <p>2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状態、現在</p>	一	可決

	<p>内海 武寿 今田 哲哉 池田 治子 福田 英彦</p>	<p>も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。</p> <p>日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により2021年9月末には1500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。</p> <p>国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置づけ、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。</p> <p>また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組に積極的に関与することが求められる。</p> <p>よって門真市議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓いー奪還ー」、映画「めぐみへの誓い」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」等を通じて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を学校現場に配慮し、推進する。</p> <p>以上、決議する。 令和3年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p>		
--	---	--	--	--